

入 札 説 明 書

大分県が委託する「令和7年度大分県生成AI活用業務委託」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和7年5月27日（火）

2 競争入札に付する事項

(1) 契約名

令和7年度大分県生成AI活用業務委託

(2) 契約期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(3) 契約概要

大分県で利用する生成AIサービスの調達及び運用支援業務を委託するもの。

詳細は、別紙「令和7年度大分県生成AI活用業務委託仕様書」のとおり

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部デジタル政策課（県庁舎本館2階）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話番号：097-506-2076 e-Mail：a11840@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県共同利用型電子入札システム上に令和7年6月9日（月）までこの入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムにて行い、紙による入札は認めないものとする。

また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準（物品・役務）運用基準による。

6 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認

める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない者であること。
- (2) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 大分県共同利用型電子入札システムにより令和 7 年 6 月 5 日（木）17 時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語：日本語

(2) 通貨：日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

8 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

入力期間 自 入札参加の承認を受けた日

至 令和 7 年 6 月 9 日（月）正午

9 大分県共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和 7 年 6 月 9 日（月）13 時 30 分

10 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

12 入札参加時の注意点

- (1) 本案件は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札金額は、総額の委託料とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (4) 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を準用する。
- (5) この入札については、大分県内自治体の電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）の各種操作マニュアル（事業者用）をよく読んだうえで手続きを行うこと。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

13 最低制限価格に関すること

設定しない

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続を改めることとする。

15 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。

16 入札説明書等に対する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質疑応答票（第1号様式）を次のアからオにより提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月30日（金）17時

イ 提出場所

3に掲げる担当部局

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる電子メールアドレスに電子メールで質疑応答票を添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付した都度、イに掲げる電話番号にメールの到達確認を行うこと。

エ 提出された質問票の回答時期

回答は、令和7年6月3日（火）17時までにを行うこととする。

オ 質問・回答内容の共有

回答内容については質問者以外の入札参加者全員にも質問者名を伏せた上で電子メールにて随時送付する。ただし、入札参加資格が不認定となった者については不認定の決定以降は送付しない。

17 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上提出すること。

また、「課税事業者届出書（第2号様式）」も同様に提出すること。